

みどりのモデル地区を指定しました

指定地区では区の緑化制度をより効果的に利用できます

みどりのモデル地区は、新宿区みどりの条例第24条に基づき、みどりの保護・育成を進めるために指定するものです。今回、2月1日～27年3月31日の5年間で指定期間として、「屋上緑化等推進モデル地区」「み

どりの推進モデル地区」を指定しました。モデル地区では、現在区で実施している緑化制度を拡充して適用し、緑化を推進していきます。
【問合せ】みどり公園課みどりの係(本庁舎7階) ☎(5273)3924へ。

屋上緑化等推進モデル地区

新宿駅の周辺地域



◀ 商業地域等の業務地域で、「屋上緑化」「壁面緑化」「街路灯の草花緑化」を推進する地区です。新宿駅の周辺地域をモデル地区に指定しました。

みどりの推進モデル地区

笹笥地域



▶ 緑被率(土地が緑で被われた割合)が区内の他の地区に比べて低いため、新しく緑化の推進を図る地区です。「高木と生け垣による緑化」「地域の草花緑化」を推進します。笹笥地域をモデル地区に指定しました。

拡充する緑化制度

▶ 緑化計画書制度

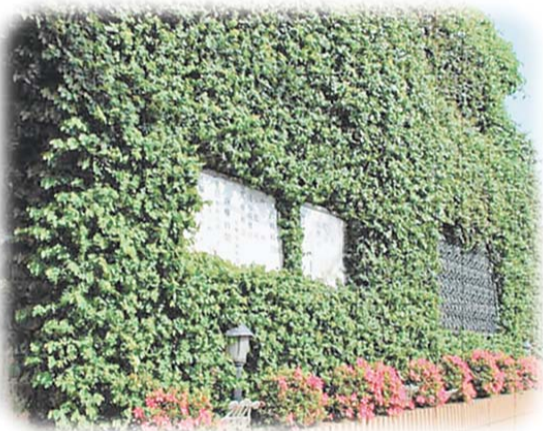
区では、250㎡以上の敷地に建築行為等を行うとき、新宿区みどりの条例に定める規模の緑化を義務付けています。

モデル地区では、屋上緑化か壁面緑化を行った場合、緑化する長さや面積を1.3倍に割り増しして算定することで、環境改善効果の高い緑化の推進を図ります。

▶ 屋上等緑化助成制度

自宅や事業所の屋上や壁面を緑化するとき、その工事費の一部を区が助成しています(写真右)。

モデル地区では、助成単価と上限額を引き上げます(下表)。また、通常は屋上等緑化助成の対象とならない緑化計画書(敷地1,000㎡以上)の基準以上の内容の緑化にも助成します。



屋上等緑化助成額

区分	モデル地区	モデル地区以外
屋上緑化(土厚30cm以上)	1㎡につき40,000円	1㎡につき30,000円
屋上緑化(土厚30cm未満)	1㎡につき25,000円	1㎡につき15,000円
壁面緑化	1㎡につき10,000円	1㎡につき5,000円
上限額(屋上)	50万円	30万円
上限額(壁面)	20万円	10万円

※いずれも工事費の2分の1を限度

▶ 新宿花いっぱい運動

商店街の街路灯などに区が設置した花かご(ハンギングバスケット)に地域の皆さんが水やりをし、協働で花いっぱいの美しいまちづくりを進めています(写真右)。

モデル地区では、通常は3年間の区による花苗交換を、指定する期間の間(5年間)は継続します。



拡充する緑化制度

▶ 緑化計画書制度

区では、250㎡以上の敷地に建築行為等を行うとき、新宿区みどりの条例に定める規模の緑化を義務付けています。

モデル地区では、高木か生け垣を植栽した場合、緑化する長さや面積を1.3倍に割り増しして算定することで、緑量のある緑化の推進を図ります。

▶ 接道部緑化助成制度

道路沿いに生け垣を造るとき、その工事費の一部を区が助成しています(写真右)。

モデル地区では、助成単価と上限額を引き上げ、高木の植栽にも助成します(下表)。さらに、通常は接道部緑化助成の対象とならない緑化計画書(敷地250㎡以上)の基準以上の内容の緑化にも助成します。



接道部緑化助成額

区分	モデル地区	モデル地区以外
生け垣(高さ1.0m以上1.5m未満)	1mにつき20,000円	1mにつき12,000円
生け垣(高さ1.5m以上)	1mにつき23,000円	1mにつき15,000円
高木(高さ3.0m以上)	1本につき25,000円	—
上限額	50万円	30万円

▶ みどりの協定

道路沿いを緑化する区民グループや団体に、区が草花や土などの材料を支給し、地域の緑化を支援しています(写真右)。

モデル地区では、区民グループ等の人数要件を、通常は10名から5名に緩和するとともに、緑化材料の支給回数を増やし、支援をより充実します。

